

安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 10 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例を廃止する条例

安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例(平成 16 年条例第 153 号)は、  
廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。